

別表第5(第5条、第7条、第10条、第11条、第12条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、建築物の用途及び位置、当該建築物と他の建築物との別並びに別表第2の1の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低並びに別表第2の1の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
2 建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置並びに施設の用途及び位置、別表第2の2の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	平面図	縮尺、方位、間取、施設の各部分の用途、床の高低並びに別表第2の2の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、土地の高低、位置及び幅員並びに別表第2の3の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、公園等の位置並びに別表第2の4の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
5 路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、路外駐車場の位置並びに別表第二の五の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法

備考 既存の特定生活関連施設を増築し若しくは改築する場合又は施設を用途変更により特定生活関連施設とする場合には、当該増築若しくは増設若しくは改築の部分又は当該用途変更の部分に至る経路部分の平面図を添付するものとする。